

第41号議案

品川区立創業支援施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年6月27日

品川区長 濱 野 健

品川区立創業支援施設条例の一部を改正する条例

品川区立創業支援施設条例（平成21年品川区条例第53号）の一部を次のように改正する。

第3条中「店舗」の次に「、交流室」を加える。

第4条第1項各号列記以外の部分中「）」の次に「ならびに交流室（以下これらを「創業居室」という。）」を加え、同項第1号および同条第2項第1号中「事務室等」を「創業居室」に改める。

第5条中「事務室等」を「創業居室」に改める。

第6条の見出し中「使用手続」の次に「等」を加え、同条第1項中「事務室等」を「創業居室」に改め、同条第3項中「事務室等」を「創業居室」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を承認しない。

- (1) 公益を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 秩序を乱すおそれがあると認めるとき。
- (3) 支援施設を第1条の目的以外の用途に使用するおそれがあると認めるとき。
- (4) その他管理上支障があると認めるとき。

第8条（見出しを含む。）中「共同事務室」の次に「および店舗」を加える。

第9条の見出し中「店舗」を「交流室」に改め、同条中「店舗」を「交流室」に、「1年以内」を「1カ月を単位として1年以内」に改める。

第11条第3項中「により」の次に「交流室の使用の承認を受けた者（以下「交流室使用者」という。）および」を加える。

第14条中「事務室等使用者」の次に「および交流室使用者（以下「創業居室使用者」という。）」を加え、「事務室等を」を「創業居室を」に改める。

第15条中「事務室等」を「創業居室」に改める。

第16条中「事務室等使用者」を「創業居室使用者」に改める。

第17条各号列記以外の部分中「事務室等使用者」を「創業居室使用者」に改め、同条第2号中「事務室等」を「創業居室」に改める。

第18条第1項各号列記以外の部分中「事務室等使用者」を「創業居室使用者」に改め、同項第2号中「なく」の次に「事務室等の」を加え、同項第3号、第4号および第6号中「事務室等」を「創業居室」に改め、同条第2項中「事務室等使用者」を「創業居室使用者」に、「事務室等」を「（交流室の使用の承認を取り消された場合にあつては、直ちに）、創業居室」に改める。

第19条中「事務室等使用者」を「創業居室使用者」に、「事務室等または」を「創業居室または」に改める。

別表中

「

品川区立武蔵小山 創業支援センター	事務室	月額	39,000円
	店舗	月額	48,000円

」を

品川区立武蔵小山 創業支援センター	事務室	月額	39,000円	に
	店舗	月額	48,000円	
	交流室	月額	5,000円	

改める。

付 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日以後の交流室の使用について必要な手続は、同日前においても行うことができる。

(説明) 武蔵小山創業支援センターに交流室を設置する必要がある。